

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号
令和2年（ワ）第18号、第169号 「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件
原告 原告1 外669名
被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（19）

～被告東電第7準備書面に対する反論～

令和3（2021）年3月16日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	日	置	雅	晴	
同	弁護士	濱	野	泰	嘉	
同	弁護士	松	田	耕	平	
同	弁護士	伊	藤	知	憲	
同	弁護士	川	見	未	華	

目次

第1 被告東電第7準備書面「第2 本件事故による精神的損害は、原告らが主張する別個の精神的損害と明確に区別して評価できるものではないこと」に対する反論	4
1 原告らの主張する「被ばく不安慰謝料」は独立の損害であること	4
2 原告らの主張する「避難慰謝料」と「コミュニティ破壊慰謝料」は別個の損害であること	4
3 原告らの主張する「コミュニティ破壊慰謝料」はそれ自体として法律上保護される利益であること	6
(1) 被告東電の「「コミュニティ」は常に変容し得るもので、また人々の愛着心も区々であること」（被告東電第7準備書面第2の4（1））との主張について	6
(2) 被告東電の「「コミュニティ」の外延が不明確であり、被侵害利益として捉えることが法的に困難であること」（被告東電第7準備書面第2の4（2））との主張について	7
(3) 小括	9
第2 被告東電第7準備書面「第3 中間指針等における慰謝料の賠償によって、原告らの主張する精神的損害に対する補填としては十分であること」に対する反論	9
1 はじめに	9
2 中間指針等は最低限の賠償基準であり、終局的な解決基準ではないこと	9
(1) 中間指針等の位置づけについて	10
(2) 被告東電の自主賠償経過に関する主張について	17
3 コミュニティ破壊慰謝料は、中間指針等では評価されていないこと	17

4 中間指針等を踏ました被告東電の自主賠償基準に基づく慰謝料額では、原告らに生じた被害を填補するに足りないこと	19
(1) 中間指針等の賠償基準は、原告らの精神的損害を十分に填補するに足るものではないこと（被告東電第7準備書面第3の3（1）について）	19
(2) 被告東電の自主賠償基準では、原告らはじめ避難者の大多数の被害を填補できないこと（被告東電第7準備書面第3の3（2）について）	23
(3) 被告東電の自主賠償基準は、他事例等と比較しても十分なものではないこと（被告東電第7準備書面第3の3（3）37～43頁について）	25
第3 被告東電の財物賠償は慰謝料の算定において考慮されないこと（被告東電第7準備書面第3の3（4）に対する反論）	28
1 被告東電の主張	28
2 原告らの反論	28
(1) 財物賠償は慰謝料算定において考慮されるものではないこと	28
(2) 審判対象の不当かつ不必要的拡大を招き訴訟上の信義則（民訴法2条）に反すること	31
(3) 小括	32

第1 被告東電第7準備書面「第2 本件事故による精神的損害は、原告らが主張する別個の精神的損害と明確に区別して評価できるものではないこと」に対する反論

1 原告らの主張する「被ばく不安慰謝料」は独立の損害であること

(1) 被告東電の主張

被告東電は、科学的・客観的に見て、原告らのうち現実に健康影響を生じる程度の被ばくを受けた者がいないこと、原告らが低線量被ばくによる健康影響に対して不安を抱くことは社会的に見ても合理的とは言えない等として、被ばくによる健康不安自体が独立した法益侵害として賠償の対象となるものではなく、「原告らの主張する被ばく不安による健康不安に係る精神的損害」を独立の損害として認めることはできないと主張する（同準備書面・6頁）。

(2) 原告らの反論

しかし、原告らの主張する「被ばく不安慰謝料」が独立の損害として認められることは、これまで原告らが、訴状、原告準備書面（5）（6）（7）（10）（15）（16）（18）等において詳述しているとおりである。

2 原告らの主張する「避難慰謝料」と「コミュニティ破壊慰謝料」は別個の損害であること

(1) 被告東電の主張

被告東電は、「原告らの主張する避難に係る精神的損害」と「原告らの主張するコミュニティ破壊に係る精神的損害」は、いずれも従前の生活の本拠から長期間にわたって避難を強いられたという同一の原因によって生じたものであり、「原告らの主張する避難に係る精神的損害」の要素の一部と、「原告らの主張するコミュニティ破壊に係る精神的損害」の要素の一部が重なり合うとして、これらを別個に評価することは困難であり、仮に別個に評価してそれぞれ

慰謝料を算定した場合には同一事由を二重評価するおそれがあり相当ではない等と主張する（同準備書面・7頁）

（2）原告らの反論

ア しかし、原告らの主張する「避難慰謝料」と「コミュニティ破壊慰謝料」は区別することが可能であり、個別に賠償対象とされるべきことは、原告準備書面（13）で述べたとおりである。

イ 原告らの主張する「避難慰謝料」の被侵害利益は、原告らの居住・移転の自由、及び、自らが選んだ場所において自らが選んだ時期に正常かつ平穏な日常生活を継続する利益であるのに対し、「コミュニティ破壊慰謝料」の被侵害利益は、原告らの包括的生活利益としての平穏生活権と、これに包摂された地域生活を享受する利益、及び、原告らがかかる地域生活において自己の人格・アイデンティティを形成・発達させる利益であり、両損害の被侵害利益は異なる。

ウ また、「避難慰謝料」は、本件事故による避難を強いられることによって、避難先で日々新たに発生する精神的損害であるのに対し、「コミュニティ破壊慰謝料」は、本件事故による避難を強いられるまで、避難元で原告らが享受していた、既存の権利利益を失うことによる無形の損害及び精神的損害であり、両損害の侵害態様も異なる。

エ 「避難慰謝料」と「コミュニティ破壊慰謝料」の2つの損害は、被告東電が主張するように同一の原因事実（本件事故による避難）から生じたものであるから、ある事実が両方の損害に該当するかのように見えることは当然あり得ることであり、1個の事実が2つの損害に該当するという事態においては、まさに2つの損害が発生しているのであり、損害の二重評価を意味するものではない。

3 原告らの主張する「コミュニティ破壊慰謝料」はそれ自体として法律上保護される利益であること

(1) 被告東電の「「コミュニティ」は常に変容し得るもので、また人々の愛着心も区々であること」（被告東電第7準備書面第2の4（1））との主張について

ア 「「コミュニティ」は常に変容し得る」との主張について

(ア) 被告東電の主張

被告東電は、原告らがコミュニティの要素の一部として挙げる「自然環境」や「社会環境」は、時の経過とともに常に変容し得ることが想定されているものであり、これが喪失・変容なく存続することを前提・根拠にして、法律上保護される利益であると評価することは論理的・合理的ではないと主張する。

(イ) 原告らの反論

しかし、被告東電が主張するような建築物等の建設、台風、豪雨等による「自然環境」の変化、人の流れ等による「社会環境」の変化は当然起こり得る想定内の事象であり、受容可能であるからこそ、原告らは浪江町に居住してきた。原告らは、これまで、浪江町における時の経過とともに変容してきた「自然環境」「社会環境」を受容しながら、包括的な生活基盤を形成し、地域生活利益を享受してきたのである。

一方で、本件原発事故による「自然環境」「社会環境」の破壊は、突然起きた回復不可能なものであり、被告東電が主張するような建築物の建築、自然災害、人の流れ等の「時の経過とともに変容し得ることが想定されているもの」とは質的にも異なるものであって、原告らが受容することができないものである。

イ 「人々の愛着心は区々である」との主張について

(ア) 被告東電の主張

また、被告東電は、「『ふるさとを失った』という喪失感」という感情の有無・程度は、物事に対する個人の愛着心の有無・程度によって左右されるものであり、浪江町民それぞれによって内容が様々にあり得るものであるから、精神的損害の一要素として原告らに共通して認定し、法律上保護される利益の侵害であると認めることは相当でないと主張する。

(イ) 原告らの反論

しかし、原告らの主張している「コミュニティ破壊慰謝料」は、原告らが浪江町で築き、享受してきた、自然環境、社会環境並びにそのもとで成立していた人間関係、文化及び交流等の一切が複合的・有機的に結合することによって形成される包括的な生活基盤であるコミュニティを破壊され、地域生活利益、平穏な日常生活を奪われたことによる、無形の損害及び精神的損害である。

よって、「『ふるさとを失った』という喪失感」は、原告らが浪江町における従前のコミュニティを破壊されたことによる精神的苦痛の一態様に過ぎない。原告らのコミュニティ破壊による損害は、「『ふるさとを失った』という喪失感」だけにとどまるものではなく、様々な無形の損害及び精神的損害の要素は、複合的・有機的に結合しながら、原告らのコミュニティ破壊による損害を形成するものである。

(2) 被告東電の「「コミュニティ」の外延が不明確であり、被侵害利益として捉えることが法的に困難であること」（被告東電第7準備書面第2の4（2））との主張について

ア 被告東電の主張

被告東電は、最判平成18年3月30日（いわゆる国立景観訴訟判決）は、景観利益の侵害が認められるための要件として「その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するもの

であるなど、侵害行為の態様や程度の面において、社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる」と判示しており、法的利益として保護されるための「外延の明確性」を要求しているとする。そして、「原告らの主張するコミュニティ破壊に係る精神的損害」の内容は極めて広範かつ抽象的でその内容は不斷に変容し続けるものであるため、いかなる利益をどの程度享受していれば法律上保護される利益とみることができるか、その外延は全く明確でないから、法律上保護される利益であるとみることはできないと主張する。

イ 原告らの反論

しかし、被告東電が引用する同判決は、景観利益を法律上保護に値するものと認めたうえで、「本件におけるように建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害利益である景観利益の性質と内容、当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである。」とし、景観利益の保護と財産権等の規制について利益衡量している。そして、その利益衡量の中で、「景観利益は、これが侵害された場合に被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されている」と判示している。よって、同判決は、景観利益の性質から、景観利益の保護と共に伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されていることを前提としているといえる。

このように、「被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではない」景観利益と、原告らの生活妨害や健康被害を生じさせた本件原発事

故によるコミュニティ破壊を同列に論じることはできず、同判決を本件に当てはめることはできない。仮に、同判決を本件に当てはめたとしても、コミュニティ破壊による原告らの包括的生活利益としての平穏生活権と、これに包摂された地域生活を享受する利益及び原告らがかかる地域生活において自己の人格・アイデンティティを形成・発達させる利益と、被告の財産権（原発稼働の利益）を利益衡量すれば、前者が優位するのは明らかである。

よって、被告東電による、同判決を根拠とした「コミュニティ破壊慰謝料」が法律上保護される利益でないとの主張は、失当である。

（3）小括

以上のとおり、原告らのコミュニティを破壊されたことによる無形の損害及び精神的損害は、法律上保護される利益であるといえる。

第2 被告東電第7準備書面「第3 中間指針等における慰謝料の賠償によって、原告らの主張する精神的損害に対する補填としては十分であること」に対する反論

1 はじめに

被告東電は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準の概要について述べた上で、原告らの主張する精神的損害は、自主賠償基準において既に評価済みであり、同基準を超えて原告らに支払うべき慰謝料は存在しないと主張している。

そこで、原告らは、まず、中間指針等についての原告らの主張を整理、補充した上で、中間指針等及びそれを前提とした被告東電の自主賠償では原告らの精神的損害は補填しきれていないことについて述べる。

2 中間指針等は最低限の賠償基準であり、終局的な解決基準ではないこと

以下、中間指針等の位置づけについて、原告らの主張を整理、補充する。

(1) 中間指針等の位置づけについて

ア 中間指針等の性格と目的

中間指針等は、原子力損害の賠償について、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項）として定められたものである。

その策定の意図は、中間指針に記載されているとおり、「被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある」

（丙D30・1頁「はじめに」より）ということであり、被害者の早期救済が目的である。

イ 中間指針等の制約

中間指針は、本件原発事故後のかなり早い時期に、被害の実態をヒアリングする機会もほとんどなく、現地調査も実施しないまま、被害の実態に触れることなく作成されたものである（甲D242・14頁）。

また、中間指針は、その内容に賠償法理とは異質の政策的考慮が込められており、損害賠償額を制約する要因が多数存在していた。

損害賠償額を制約する要因としては、まず、①被告東電の賠償負担が莫大なものとなることの回避、②被害者の早期救済のために「最小限の損害」を画一的に賠償させること、③公共政策的観点からの制約が働いたことがあげられる。

ここで、③の「公共政策的観点」とは、例えば、地域の復興スピードの加速・推進のため、早期帰還へのインセンティブとなるように、また、地元での就労及び避難先での就労・事業再開へのインセンティブとなるように賠償額・帰還を設置する視点などである。

しかも、中間指針は、東電を破綻処理することなく存続させて、東電に公的支援を行うことにより事故を「処理」するという原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みの中に位置づけられており、被害の完全な救済という視点が貫かれているわけではない（以上、甲D243・237～239頁）。

これに加えて、④故意過失という責任論が損害額に影響を与えることがありう

るところ、中間指針等は、東電の法的責任を踏まえて定められたものではないという制約もある。

さらにいえば、⑤中間指針等は、当事者的一方である被告東電の意向を無視できないという制約の下で作成されたものであった。原賠審において、能見会長も、「指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。…東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っております。」（甲D244・15頁）と述べていたところである。

ウ 中間指針等の目的は「最低限の損害」を画一的に賠償させること

以上のとおり、中間指針等は、時間的・政策的制約の中、被害者の「早期」救済を目的として作成されたものである。こうした経緯からも自明であるとおり、中間指針等の目的は、「最低限の損害」を画一的に賠償させることにあり、「最低限の損害」基準である以上、中間指針等に明記されない個別の損害が賠償されないものではない。

中間指針等が「最低限の損害」を画一的に賠償させるものであり、それを超える賠償がなされることが織り込み済みであったことは、以下のとおり、原賠審でも当然の前提となっていたほか、原賠審の委員である大塚直氏も明言しているところである。当然ながら、中間指針そのものにおいても、繰り返し指摘されているところである。

① 第21回原賠審 能見会長発言

「指針に書いていないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい。東電がそういう言い方をしているということは、私も聞き知っていますけれども、それについては毎回毎回、審査会としても、この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償

「… というものは認められるというのが大原則でございます。」（甲D 2 4 4・14頁。16頁にも同種発言あり）。

② 大塚直委員論文

「中間指針は、いわば最低限の賠償枠組みを提示したものであり、裁判でそれを超える賠償がなされる可能性は当初より織り込み済みである」（甲D 2 4 3・237頁。大塚直「平穏生活権概念の展開」（環境法研究8号1頁以下）から引用）

③ 中間指針（平成23年8月5日）

「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（丙D 3 0・3頁）

④ 中間指針第二次追補（平成24年3月16日）

「中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。」（丙D 3 1・2頁）

⑤ 中間指針第四次追補（平成25年12月26日）

「本審査会の指針において示されなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」（丙D 3 2・3頁）

⑥ 中間指針Q&A 問44

「避難に伴う精神的損害の算定に当たっては、放射線の被曝による健康不安は特に考慮要素として挙げられていませんが、中間指針で対象とされなかった損害項目が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。」（甲D245）

エ 中間指針等は行政機関が策定した自主的解決指針であり、終局的救済手段ではないこと

中間指針等は、「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）である。

このことからも明らかのように、司法による解決でも終局的救済でもない。中間指針等や原紛センターにおけるADRの目的は、当事者間の合意による「迅速な解決」「適正な解決」である。

一連の被告東電に対する本件原発事故に基づく損害賠償請求訴訟においても、司法を拘束するものとはされていないことは、後述「カ」の通りである。

原賠審自身も、中間指針等が終局的解決指針であることを想定していない。第5回原賠審において、能見会長が、「今回、原子力事故によって損害が生じ、事業者である東京電力が原賠法に基づいて損害賠償責任を負うという前提で考えますが、そのときにどういう範囲の損害を賠償することになるのかというのは、もちろん最終的には裁判所等で決まる事柄ではありますけれども、迅速に賠償を行っていく、そしてまた、当事者間での和解などをを行う際にも賠償範囲についての指針があると和解が促進されるということから、この審査会においてはどういう基準でどういうものを賠償するのか、賠償範囲について指針を決定することになっているかと思います。」（甲D246・40頁）と述べているように、裁判所の解決基準になることは想定されていない。

また、中間指針等においても、「本審査会の指針において示されなかつたも

のが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」（丙D 3 2：中間指針第四次追補・3頁）等と繰り返し指摘されていることは上述のとおりであり、終局的解決手段として作成されているわけではないことが明記されている。

浜通り避難者訴訟の控訴審判決においては、

「中間指針が個別の紛争解決のすべての基準となるものではないことはその法的性質や趣旨から明らかであるから、中間指針の趣旨を十分考慮しつつも、自主的な紛争解決が困難な場合に用意された憲法上の手続に従ってされる司法判断を可能な限り尊重し、迅速な被害救済を図っていくこともまた、原賠法が原子力事業者の賠償責任を特に定めた趣旨であり、原賠法も、そのことを前提に中間指針の法的性質を位置づけたものと解される。」（同判決・55～56頁）と判示されている。

よって、中間指針等及びそれを前提とした被告東電の自主賠償が終局的解決ではなく、あくまで暫定的基準であることは明らかである。

オ 内容が不適正・不明確であること

中間指針等における一人月額10万円という金額は、自賠責の傷害慰謝料日額4,200円（月額12万6000円）を基に決められたものである。

しかしながら、なぜ自賠責が根拠となるかの明確な理由は、原賠審では示されていない。さらに言えば、そもそも、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠はないものである。

また、原賠審では、入院のように行動が制約されていない避難生活では、精神的苦痛が少ないために、慰謝料額は自賠責基準の月額よりも少なくなるとの議論がなされていたようであるが（原賠審第7回議事録参照）、自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用されるものであるから、理由にはなっていない。

しかも、1日4,200円に固定されている自賠責基準を採用しながら、第2期の慰謝料を遞減している理由も、不明確である。

このように、中間指針等は、損害の算定に関し根拠が不明確な部分が存在する（以上、甲D242・14～15頁）。

カ 多くの裁判例が中間指針等にとらわれず判断していること

本件原発事故に伴う被害回復を求める損害賠償請求訴訟は、多数提起されているが、判決の皮切りとなった前橋地判平成29年3月17日判時2339号4頁（いわゆる「群馬訴訟」の地裁判決。以下「群馬訴訟の地裁判決」という。）では、「賠償すべき損害を算定するに当たっては、中間指針等の内容を事実上参考にすることがあり得るにせよ、中間指針等が定めた損害項目及び賠償額に拘束されることはなく、自ら認定した原告らの個々の事情に応じて、賠償の対象となる損害の内容及び損害額を決することが相当である」と判断した上で、避難指示等対象区域内・自主的避難等対象区域内の原告らの中間指針等を超える請求を一部認容した。

その後も、「被告東電が認める限度の金額についてはそれを損害として認定し、それを超える請求部分については、超過分の損害の発生及び金額の立証がされているかどうかを判断することが相当である」（千葉訴訟の第1陣地裁判決）、「そもそも中間指針等は、『当事者による自主的な解決に資する一般的な指針』（原賠法18条）に過ぎないものであるから、その内容が裁判所を拘束するものではないことはいうまでもない。よって当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、原告らの請求の当否を判断できるし、また判断すべきものである」（東京地判平成30年2月7日LEX/DB25549758（いわゆる「小高に生きる訴訟」。以下「小高訴訟の地裁判決」という。））、「被告東電が策定した賠償基準は当然ながら、中間指針等も『当事者による自主的な解決に資する一般的な指針』（原賠法18条）に過ぎないことから、いずれもその内容が裁判所を拘束するものではない。よって、当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、本件各原告らの請求内容の当

否を判断できるし、また判断すべきものである」（東京地判平成30年3月16日LEX/DB25564614（いわゆる「首都圏訴訟」。以下「首都圏訴訟の地裁判決」という。）など、多くの裁判例が、中間指針等は一般的な指針に過ぎないことから、裁判所を拘束するものではない等として、中間指針等を超える請求を認容している（その他、生業訴訟の地裁判決）、松山地判平成31年3月26日判時2431・2432号101頁（いわゆる「えひめ訴訟」）、東京地判平成31年3月27日LEX/DB25563112（いわゆる「飯館村原発避難者訴訟」）、福島地判令和2年2月19日裁判所ウェブサイト（いわゆる「中通り訴訟」）ほか多数）。

最近でも、東京高判令和3年1月21日（いわゆる「群馬訴訟」の高裁判決。以下「群馬訴訟の控訴審判決」という。）が、中間指針等は「飽くまで裁判外における自主的な解決のための指針にすぎないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、…本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否及び慰謝料を認める場合の慰謝料額を判断できる」とした上で、中間指針等を超える請求を一部認容している。また、福島地判令和3年2月9日（いわゆる「山木屋訴訟」の地裁判決。以下「山木屋訴訟の地裁判決」という。）も、「中間指針等は、『当事者による自主的な解決に資する一般的指針』として原賠審が策定したものであり（原賠法18条2項2号）、それ自体が裁判所を拘束する規範となるものではなく、本件事故により生じた原子力損害に対する賠償について、多くの被害者との間で中間指針等に基づく解決が裁判外で図られているとしても、それによって中間指針等が裁判規範性を獲得するともいえないから、裁判所は中間指針等の内容に拘束されることなく、その合理的な裁量によって慰謝料の額を判断できる」とした上で、やはり、中間指針等を超える請求を一部認容している。

キ 小括

以上のとおり、中間指針等は、その目的、作成経緯、内容に照らしても、一時的・臨時の、避難や生業の中止に対する賠償をどうするかという視点で作ら

れた最低限の賠償基準であり、終局的な解決手段として作成されたものではなく、損害の算定根拠も不明確であり、裁判でそれを超える賠償がなされることは、当然の前提となっているものである。

実際にも、裁判例の多くが、中間指針等にとらわれず、損害額を認定しているところである。

（2）被告東電の自主賠償経過に関する主張について

被告東電は、自身の自主賠償の全体像として、これまでの賠償の経過を説明しているが（被告東電第7準備書面・13～25頁）、丙D30～丙D39に基づく範囲で認める。

付言すれば、被告東電も、第1期の賠償については、慰謝料と生活費増加分の合算であることを認めており、第1期の10万円については、全額が避難慰謝料ではない。

また、第1期・第2期について、被告東電は「一人月額10万円を目安とする」と主張するが、丙D33、丙D34には、「目安とする」旨の記載はない。

3 コミュニティ破壊慰謝料は、中間指針等では評価されていないこと

（1）被告東電の主張

被告東電は、中間指針等において、「原告らの主張するコミュニティ破壊に係る精神的損害」が、「中間指針に定める慰謝料」及び「第四次追補に定める慰謝料」により評価済みであると主張する（被告東電第7準備書面・25頁～）。

（2）原告らの反論

まず、原告らは、原告準備書面（13）・23頁以降において、「コミュニティ破壊慰謝料」は中間指針等で評価されていないと明確に主張している。

また、被告東電が引用する浜通り避難者訴訟の控訴審判決も、コミュニティ破壊慰謝料（故郷喪失又は変容による慰謝料）について、中間指針等が定める慰謝料とは、明らかに区別している。

すなわち、同裁判例は「本件における慰謝料の算定に当たっては、原告らが主張する包括的平穏生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害・・・を評価するにあたり、被告が前記第2の1（3）のとおり原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考える。この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域75か月、居住制限区域及び避難指示解除準備区域85か月、緊急時避難準備区域18か月）、その期間について一人月額10万円の割合による避難生活に伴う慰謝料（帰還困難区域については更にこれとは別に避難長期化慰謝料700万円）を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。」（同判決・39頁）と判示し、一人月額10万円の中間指針等（ないしそれに基づく被告東電の自主賠償）は、明確に「避難慰謝料」であるとし、帰還困難区域からの避難者に対する700万円の賠償も「避難長期化慰謝料」とし、「故郷喪失又は変容による慰謝料」とは明確に区別している。

以上のとおり、コミュニティ破壊慰謝料は、中間指針等では評価されていないから、被告東電の主張はあたらない。

4 中間指針等を踏まえた被告東電の自主賠償基準に基づく慰謝料額では、原告らに生じた被害を填補するに足りないこと

被告東電は、中間指針等を踏まえた被告東電の自主賠償基準に基づく慰謝料額（帰還困難区域は1450万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は850万円）は、原告らの主張する精神的損害を十分に填補するものであり、同慰謝料額を超えて原告らに対して支払うべき慰謝料は存在しない、過去の裁判例との比較においても十分な賠償をしている等と主張する（被告東電第7準備書面・29～43頁）。

しかしながら、被告東電がいう「自主賠償基準」は、ほとんどが中間指針等に基づく内容であるところ、中間指針等は、上記2（1）で詳述したとおり、いわば最低限の賠償枠組みを提示したものであり、中間指針等の文言を見ても、原賠審の議論を見ても、中間指針等に明記されない個別の損害が賠償され得ることは、当然の前提となっていたものである。また、原告らは甚大かつ未曾有の被害を受けたのであり、その深刻さは過去の裁判例と容易に比較できるものではない。

したがって、被告東電の「自主賠償基準」に基づく支払は、原告らの被った精神的損害を十分に填補するものとは、到底言い得ない。以下、詳述する。

（1） 中間指針等の賠償基準は、原告らの精神的損害を十分に填補するに足るものではないこと（被告東電第7準備書面第3の3（1）について）

ア 月額10万円の中間指針に定める慰謝料について（同書面・30～33頁）

被告東電は、中間指針等は、合理的に算定した一定額の賠償であると主張する。しかしながら、中間指針等の位置づけや目的、すなわち最低限且つ暫定的な基準であることは、上記2（1）で述べた通りであり、合理的な賠償基準となるよう策定されたものとは言い得ない。

中間指針等の定める月額10万円の慰謝料は、避難慰謝料の一部賠償に過ぎないことは、原告準備書面（13）18頁以降で詳述したとおりである。

イ 第四次追補に定める慰謝料について（同書面・33～35頁）

（ア）被告東電の主張

被告東電は、1000万円の「第四次追補に定める慰謝料」について、①「一家の支柱」の死亡慰謝料額が参考とされたこと、②避難指示が本件原発事故後10年を超えた場合の精神的損害を十分に上回る金額とされていることを理由にあげ、合理的な賠償基準であると主張する。

（イ）原告らの反論

a 被告東電は、中間指針第四次追補に定める1000万円について、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料と同内容のものであることを前提とした主張を展開している。

ここで、中間指針第四次追補は、帰還困難区域等（大熊町、双葉町は全域。以下同じ）について、1人1000万円の慰謝料を追加した。ただし、中間指針第二次追補で認められた1人600万円（月額10万円の5年分）の賠償のうち、平成26年3月以降に相当する部分（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く）は、1000万円から控除することとしている。

第四次追補に定める1000万円の性質については、原告準備書面（13）・24頁以降でも詳述したところであるが、再度述べると、原告らの主張しているコミュニティ破壊慰謝料は、中間指針第四次追補の定める慰謝料と同視することはできない。

なぜならば、まずもって、原賠審では、上記一括払いの慰謝料について、避難慰謝料との区別は不明瞭のまま議論が終結している。

また、中間指針第二次追補で示された600万円のうち将来分を控除するという計算をしている以上、両者は足し引き可能な同質なものであるはずであることからすれば、1000万円の新たな慰謝料も、避難慰謝料と基本的に同質なものと考えるのが自然である。加えて、帰還困難区域等以外では、慰謝料は引き続き月額10万円であるところ、それが積み重なって「故郷喪

失慰謝料」とほぼ同額になると、慰謝料が頭打ちになると定められていることからすれば、中間指針第四次追補は、帰還困難区域等について、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸したにすぎない。

さらに、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料は、帰還困難区域以外の住民にも認められるべきものであるから、仮に、ふるさと喪失の意味合いが含まれているのだとすれば、帰還困難区域の住民にしか認めていないのは不合理である。

以上の通り、中間指針第四次追補で定められた新たな慰謝料も、避難慰謝料の一括払いという意味合いが強いものであり、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料とは別に考えるべきものである（以上、甲D205・30～32頁）。

したがって、被告東電が主張する第四次追補に定める1000万円の作成経緯や金額理由は、何ら意味をなす反論ではない。

b 上記aの点を措くとしても、被告東電の主張は理由がない。

(a) 被告東電は、第四次追補に定める1000万円は、「一家の支柱」の死亡慰謝料額が参考とされたものであり、故郷の喪失という精神的苦痛の大きさを直視して定められたものであると主張する。

しかしながら、原告らが主張しているコミュニティ破壊慰謝料は、地域生活利益の毀損による無形の損害を包括する慰謝料であり、死亡慰謝料と単純比較できるものではない。

したがって、被告東電の主張はあたらない。

(b) また、被告東電は、避難指示が本件原発事故後10年を超えた場合の精神的損害を十分に上回る金額とされていることから、コミュニティ破壊慰謝料を十分に填補することができるよう配慮されていたとも主張する。

しかしながら、10年間の避難慰謝料の総額を上回るからといって、なぜコミュニティ破壊慰謝料を十分に填補するよう配慮されていたことの結論に

なるのかが明確ではないし、この理屈を貫けば、帰還困難区域以外の避難者には、コミュニティ破壊慰謝料は一切賠償されていないことを認めることになる。

c 仮に、第四次追補の定める慰謝料に、コミュニティ破壊慰謝料の内容と重複する点があったとしても、慰謝料の内容を見る限り、被告東電の自主賠償基準では足りないことが明らかである。

本件において、原告らは、避難慰謝料、コミュニティ破壊慰謝料、被ばく不安慰謝料の3つの要素の慰謝料を請求している。

他方で、被告東電の支払は、帰還困難区域の1450万円の内、少なくとも750万（10万×75か月、平成23（2011）年3月～平成29（2017）年5月）については、中間指針等の定める避難慰謝料（月10万円）の趣旨であることが強く推認される。また、旧居住制限区域と旧避難指示解除準備区域の850万円については、85か月分の避難慰謝料の金額であることは明らかである。

そうすると、帰還困難区域については避難慰謝料75か月分である750万円を控除した700万円で、“避難慰謝料の評価されていない部分（平成29（2017）年6月以降の分及び10万円では足りない分）”、“コミュニティ破壊慰謝料“及び”被ばく不安慰謝料“を充足するはずがないし、旧居住制限区域と旧避難指示解除準備区域については、平成30（2018）年3月までの避難慰謝料のみで、その他慰謝料についてはゼロというあり得ない結論となる。

このように、被告東電の自主賠償基準による支払金額の内訳に照らしても、原告らの精神的損害を填補するに足りないことは明らかである。

ウ 小括

以上のとおり、中間指針等は、いわば最低限の賠償枠組みを提示したものであり、その内容を見ても、到底、原告らの精神的損害を十分に填補するものでは

ない。

したがって、それに従った被告東電の自主賠償基準が、十分な賠償基準と評価し得るものではない。

(2) 被告東電の自主賠償基準では、原告らはじめ避難者の大多数の被害を填補できていないこと（被告東電第7準備書面第3の3（2）について）

ア 中間指針等の基準を下回る損害が認定されたケースについて（同書面・35～36頁）

(ア) 被告東電の主張

被告東電は、中間指針等の基準を下回る損害が認定されたケースも存在するとして、2つの裁判例及びADRの事例を挙げる。

(イ) 原告らの反論

原告らとしても、中間指針等に定める基準を下回る慰謝料額が認定された事案があることを否定するものではない。

しかしながら、被告東電があげる裁判例等は、以下のとおり、いずれも、当事者が被告東電の従業員だった、転居を伴う異動という事情が重なっていた等、特殊な事情・理由が存在するものであり、本件の参考になるものではない。

なお、被告東電の引用する福島地判平成27年9月15日・LLI/DB判例秘書では、「私が裁判手続によって本件事故に基づく損害の賠償を求める場合においては、中間指針等の内容は考慮すべきであるものの、最終的には、当事者の行う訴訟活動に基づき、認定された個々の事情に応じて賠償の対象となる損害の範囲及び額を定めるべきものである。このことは、個別立証による賠償額の増額の余地を示唆する中間指針等も予定しているものといえる。」として、中間指針等は、増額の余地を当然に予定しているものであることが示されている。

イ 絶対的大多数の被害者が、自主賠償により早期の被害救済が達成されているとの主張について（同書面・36～37頁）

(ア) 被告東電の主張

被告東電は、絶対的大多数の被害者は、被告東電に対する直接の請求を通じて賠償金を受領する以上に、訴訟提起やADRの申立に及ぶことはないことから、絶対的大多数の被害者において、被告東電の中間指針等を踏まえた自主賠償基準が定める賠償額の水準が、十分なものとして受け入れられてきたと主張する。

(イ) 原告らの反論

被告東電は、避難者が訴訟提起やADRの申立に及ばないことが、被告東電の自主賠償を受け入れていることと同義であると理解しているようであるが、避難者の実態の無理解甚だしい主張である。

多くの避難者は、被告東電の自主賠償を受け入れてはいないものの、法的アクセスにたどりつくには高い障壁があり、訴訟提起やADRの申立という法的行動にたどりついていないだけである。機会さえあれば、積極的に法的行動を起こすであろう潜在的原告（申立人）は、多く存在するのである。

浪江町が、平成25（2013）年5月29日、原紛センターに対して申し立てた浪江町集団ADRでも、実に当時の浪江町民の7割超である約1万5000人の町民が、申立人となった。町が町民一人一人に丁寧に呼びかけ、町民の法的アクセス障害が取り扱われた結果、大多数の町民がADR申立てに参加したのである。避難者の大多数が、被告東電の自主賠償では納得していないことを示す証左である。

したがって、被告東電の主張はあたらない。

(3) 被告東電の自主賠償基準は、他事例等と比較しても十分なものではないこと

(被告東電第7準備書面第3の3(3)37~43頁について)

ア 被告東電の主張

被告東電は、過去の裁判例や後遺障害等級と比較しても、被告東電が自主賠償基準に基づいて支払った慰謝料（帰還困難区域は1450万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は850万円）は金額的に十分であると主張する。

イ 原告らの反論

被告東電が挙げる裁判例や後遺障害等級は、以下のとおり、いずれも比較対象として不適切である。

(ア) 熊本地判平成13年5月11日・訟務月報48巻4号881頁等（ハンセン病訴訟）

ハンセン病訴訟においては、立証困難の回避と迅速な救済を優先するため、請求内容をあえて限定している。すなわち、包括的に把握された「共通被害」だけを慰謝料として算定し、しかも多様かつ包括的な損害のうち「隔離による被害」と「差別的扱いを受ける地位に置かれてきたことによる精神的損害」の2項目に絞った請求をしている。

したがって、本件で原告らが請求している精神的損害とは内容が異なるから、比較対象として適切でない。

(イ) 徳島地判平成17年8月29日・判例地方自治278号72頁（擁壁崩落訴訟）

擁壁崩落訴訟においては、ローンを組んで土地及び建物を購入し、生活を始めて3か月が経たないうちに崩落事故が発生し、避難生活を余儀なくされた事案において、生活や将来に対する不安を感じて生活することを強いられたことによる精神的苦痛が対象となっている。しかしながら、本件訴訟で原告らが求めているのは、長年築き上げてきた生活基盤やコミュニティが破壊されたことによる精神的損害に伴う慰謝料であり、この点だけ見ても、喪失

した内容が全く異なる。したがって、比較対象として適切ではない。

(ウ) さいたま地判平成29年3月1日・判時2359号65頁等（生活保護訴訟）

生活保護訴訟においては、「その事業の一環として本件契約を締結させられ、上記認定のような生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」ことにより、「最低限度の生活を営む利益」が侵害されたことが問題になっており、その被侵害利益の本質は、弱みにつけ込まれ騙される形で、劣悪な環境で生活させられたこと、にあると考えられる。そうすると、これも被侵害利益が本件訴訟とは異なるため、比較対象として適切でない。

(エ) 奈良地判平成22年3月30日・WLJP文献番号2010WLJPCA03306005、大阪高判平成23年7月13日・WLJP文献番号2011WLJPCA07136001（地滑り訴訟）

地滑り訴訟においては、地滑りが発生したことにより長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなどの不自由な生活を続けることを余儀なくされたことにかかる慰謝料が認められているが、慰謝料額を決めるにあたり、損失補償がなされている事実を考慮するなど、判断自体に不合理な点があり、比較対象として適切ではない。

(オ) 福岡高判平成13年7月19日・訟務月報51巻4号821頁等、大阪地判平成24年3月28日・判タ1386号117頁等（じん肺訴訟）

じん肺訴訟の福岡高裁判決では、被害が長期間にわたり継続していることや被害内容が多種多様であることから、個別に立証することは困難であり、審理の長期化と被害者救済の遅延を招くことになること等の理由をあげ、被害者側に「控えめな類型的損害を算定」することとして、基準慰謝料額の類型化を行った。じん肺訴訟の大坂地裁判決も、上記の考え方を踏襲している。

すなわち、じん肺訴訟は、早期解決の観点等から、「控えめな」損害金額

による解決を目指したものであるから、本件の比較対象として適切ではない。

(カ) 後遺障害等級との比較について

a 被告東電の主張

被告東電は、帰還困難区域の旧居住者に対する慰謝料総額である 1450 万円という金額は、後遺障害等級第 6 級における 1296 万円を大きく上回るものであり、後遺障害等級第 6 級の症状と比較すると、精神的損害に対する賠償としては十分過ぎると主張する。

b 原告らの反論

しかしながら、まずもって、人身傷害事案との単純な比較は、損害評価としての合理性を欠く。本件における被侵害利益は、避難の不安だけでなく、コミュニティを破壊されたことによる精神的苦痛、避難生活による精神的苦痛及び被ばくしたことによる将来の健康被害不安による精神的苦痛といった多様な要素を含むものであり、その評価が多額になることは必然的である。

しかも、後遺障害慰謝料が認められる場合には、別途、後遺障害による逸失利益、入通院慰謝料等の支払いもなされるのが通例であるから、後遺障害慰謝料単体の金額と比較するのは、適切ではない。

いずれにせよ、後遺障害慰謝料額と比較しても、被告東電の自主賠償金額が十分であることを示すことにはなり得ない。

(キ) 小括

以上のとおり、他事例や後遺障害慰謝料は、いずれも本件の比較対象として不適切であり、被告東電の自主賠償が十分であることを示すものではないから、被告東電の主張はいずれもあたらない。

第3 被告東電の財物賠償は慰謝料の算定において考慮されないこと（被告東電第7準備書面第3の3（4）に対する反論）

1 被告東電の主張

被告東電は、「中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、精神的損害の賠償のほかに、各区域の被害状況に応じた多様な財産的損害の賠償を実施」しており、それらの「手厚い賠償」が「本件事故の被害者らの精神的損害を十分に填補するものである」等と主張する。

2 原告らの反論

この点まず、被告東電の主張は本件原発事故の被害者一般に対する賠償を論じるものに過ぎず、本件訴訟の原告らに対する財物賠償の内容が具体的に主張されていないため、認否はできない。

もっとも、本件訴訟の原告らに対する財物賠償に関して、被告東電において主張立証を補充する必要はなく、むしろこの点に関する主張立証は制限されるべきである。

その理由は以下のとおりである。

（1）財物賠償は慰謝料算定において考慮されるものではないこと

そもそも、原告らが請求する慰謝料と、被告東電が主張する既払い対象となつた財産的損害は賠償対象が異なるため反論として成り立つものではなく、その意味で被告東電の主張は失当である。

付言すれば、被告東電がその第7準備書面において一般論として主張する点については、以下のとおり反論できる。

ア 住宅確保損害の賠償は純粹な財産権の回復のためのものであること

この点、被告東電は、財物賠償の一例として住宅確保にかかる費用の賠償として「所有していた不動産に係る時価相当額の財物賠償に加えて」賠償を行ったこ

とを主張する。

確かに、一般に、不動産損害その他の「物」に対する侵害については、その損害額は時価額で評価されることが多い。

しかし、そもそも損害賠償の目的は「原状回復」であり、時価額を超えた賠償がなされたとしても、それをもって「十分な」賠償であったとはい�ことはできない。

本件原発事故の場合には、広範囲に放射性物質が拡散したために、住民らはやむなく遠方まで避難せざるを得ず、近隣の地域で従前と同種の物件を取得することもできなかつた。そして、本件原発事故時に居住していた不動産の時価評価による賠償額だけでは、避難先で従前と同等の住居を確保することが困難であったため、もとの住居における生活と同等の生活を「原状回復」させるために、中間指針等においても住宅確保損害が認められたのである。

この点、原子力損害賠償紛争解決審査会は、中間指針第四次追補において、住宅確保損害につき「…長期間の避難を余儀なくされる住民に対しては、住居確保のための原発避難者向け災害公営住宅の整備や町外コミュニティの整備が進められている。また、帰還困難区域の住民へのアンケート調査によると、帰還までの間、区域外の持ち家で居住することを希望している住民も多い。以上のような状況の中、避難を余儀なくされている住民は、具体的な生活再建を図ろうとしているが、特に築年数の経過した住宅に居住していた住民においては、第二次追補で示した財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建替えや長期間の避難等のために他所での住宅の取得ができないという問題が生じている。また、長期間の避難等のために他所へ移住する場合には、従前よりも相対的に地価単価の高い地域に移住せざるを得ない場合があることから、移住先の土地を取得できないという問題も生じている。」という状況認識を示した上で、「上記で述べた避難指示区域の状況を踏まえ、この度の中間指針第四次追補においては、避難指示区域において避難指示解除後に避難費用及び精神的損害が賠償の対象と

なる相当期間の具体的な期間、新たな住居の確保のために要する費用のうち賠償の対象となる範囲及び避難指示が長期化した場合に賠償の対象となる範囲について、これまで示してきた指針に加え、現時点で可能な範囲で損害の範囲等を示すこととし、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施による被害者救済に資するものとする。」ことを明らかにした（丙D 32・2～3頁）。

その上で、中間指針第四次追補では、住宅の賠償に関して「特に築年数の経過した住宅の事故前価値が減価償却により低い評価とならざるを得ないことを考慮し、公共用地取得の際の補償額（築48年の木造建築物であっても新築時点相当の価値の5割程度を補償）を上回る水準で賠償されることが適當と考えられる」（同・10～11頁）とし、土地の賠償に関して「避難者が実際に避難している地域や移住等を希望する地域が、従前の住居がある地域に比して地価単価の高い福島県都市部である場合が多いことから、移住等に当たって、移住等の先の宅地取得費用が所有していた宅地の事故前価値を超える場合が多く生じ得ることを考慮」（同・11～12頁）したとしているものである。

このような経緯に照らし、住宅確保損害は正に「財産権の回復」のために支払われたものであって、慰謝料の算定に際しては考慮されるべきではない。この点に関する被告東電の主張は失当である。

イ 小高訴訟控訴審判決の判示について

なお、被告東電は、小高訴訟の控訴審判決が「中間指針等においては精神的損害以外にも種々の項目の損害賠償が別途なされているところ、…これにより従前の生活基盤が変容した者の精神的苦痛が一定程度緩和されることもあることも否定できない」と判示した点を引用し、あたかも他の裁判例が被告東電の主張と同趣旨の認定をしているかの様に主張するが、同判決は「その賠償は本件生活基盤変容に基づく慰謝料とは賠償対象を異にするから、直接慰謝料額算定の減額要因となるものではないが」と明確に留保を付しており、決して被告東電の主張するような「中間指針等及びこれらを踏まえた被告東電の自主賠償基準に基づく賠償

額」が「本件事故の被害者らの精神的損害を十分に填補するものである」ということと同趣旨で述べられているものではない。

(2) 審判対象の不当かつ不必要的拡大を招き訴訟上の信義則（民訴法2条）に反すること

本件訴訟においては、原告らは、その請求を慰謝料請求に限定し、かつ原告らについて一律の金額を請求している。ここでは、原告らが被った財産的損害は完全に切り離され、除外されている。

このように原告らが慰謝料請求に限定した趣旨は、本件原発事故の発生によって原告らが被った精神的損害を、迅速かつ適切に回復しようとする点にある。

そのために、本件訴訟の審判対象は慰謝料請求権の存否及び慰謝料の額に絞られているのである。

しかるに、仮に被告東電の主張するように「十分な財物賠償が慰謝料の算定において考慮される」とすれば、本件訴訟の原告ら一人一人について財物賠償がなされたのかどうか、なされたとすればその金額は幾らかといった点に関する主張立証は必須となり、さらに、その個別の財物賠償が各原告らの被った財産的損害に対して「十分な」ものであったかについて原告被告双方が主張立証を尽くすことになる。

このような審理を尽くすには、少なく見積もってもさらに数年を要することは明らかであり、かかる事態は訴訟経済に著しく反するとともに、原告らが本件訴訟においてその請求を慰謝料請求に限定した趣旨を没却するものである。

殊に、本件訴訟前の浪江町集団ADRにおいて、和解案を尊重すると述べたにもかかわらず原紛センターの和解案を拒否し続けた被告東電に、これ以上の遅延行為は許されるものではない。

それゆえ、被告東電の上記主張は、本件の審判対象の不当かつ不必要的拡大を招くものであって、訴訟上の信義則（民訴法2条）に反する。

(3) 小括

以上のとおり、被告東電の「十分な財物賠償が慰謝料の算定において考慮される」との主張は失当かつ信義則に反するものであるから、この点に関するこれ以上の主張立証は制限されるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. + 13 m + 1 mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位①	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. + 10 mの水位（上記仮定水位O. P. + 14 mと設計水位O. P. + 5. 6 mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面（15）	15	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	準備書面（16）	4	
UNSCEAR2013年報告書	UNSCEARが作成した2013年国連総会報告書科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	準備書面（16）	4	
政府ニュースレター	政府原子力災害現地対策本部が被災地向けに発行したとされるニュースレター	準備書面（16）	9	
群馬訴訟の地裁判決	前橋地方裁判所平成25年（ワ）第478号、同平成26年（ワ）第111号、466号事件において、同裁判所が平成29（2017）年3月17日に言い渡した判決	準備書面（19）	15	
小高訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成26年（ワ）第3363号事件において、同裁判所が平成30（2018）年2月7日に言い渡した判決	準備書面（19）	15	
首都圏訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成25年（ワ）第6103号、19729号事件において、同裁判所が平成30（2018）年3月16日に言い渡した判決	準備書面（19）	16	

群馬訴訟の控訴審 判決	東京高等裁判所平成29年(ネ)第2620号事件において、同裁判所が令和3(2021)年1月21日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	
山木屋訴訟の地裁 判決	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、平成29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号事件において、同支部が令和3(2021)年2月9日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	